

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

多様なニーズに応じた家族支援の在り方に関する調査研究

報告書

株式会社 NTT データ経営研究所

令和8（2026）年3月



株式会社NTTデータ経営研究所

目次

第 1 章. 調査の概要	1
1. 調査の背景・目的	1
2. 実施内容	2
(1) 有識者検討委員会	2
(2) ヒアリング調査の実施	2
(3) 手引書の検討	2
第 2 章. 有識者検討委員会	3
1. 有識者検討委員会の概要	3
(1) 目的	3
(2) 委員の構成	3
2. 各有識者検討委員会の実施日および検討内容	4
3. 委員会での主な意見.....	5
(1) 第 1 回有識者検討委員会	5
(2) 第 2 回有識者検討委員会	5
(3) 第 3 回有識者検討委員会	5
(4) 第 4 回有識者検討委員会	6
第 3 章. ヒアリング調査	7
1. 調査の概要	7
(1) 調査の背景・目的	7
(2) 調査対象	7
(3) 調査方法	8
(4) 調査項目	8
2. 調査結果（自治体）	9
(1) 愛知県西尾市.....	9
(2) 福井県越前市／児童発達支援センターなないろ	11
(3) 福井県高浜町.....	14
3. 調査結果（事業所）	18
(1) 社会的養育総合支援センター 一陽.....	18
(2) おおいた子ども支援ネット／こどもセンター かおるおか（児童発達支援センター）	20
(3) 社会福祉法人麦の子会.....	23
(4) 福祉型障害児入所施設 あさざり.....	28
(5) 総合福祉通園センター ルネス花北／こども発達支援センター という	31
4. 調査結果分析（自治体）	34

(1)	心構え・理念	34
(2)	ライフステージに応じた切れ目のない支援	34
(3)	保護者との関わり方	34
(4)	家族ニーズの把握	34
(5)	連携	35
(6)	インフォーマルな支援	35
(7)	家族支援の難しさ	35
5.	調査結果分析（事業所）	36
(1)	心構え・理念	36
(2)	家族支援のポイント	36
(3)	ライフステージに応じた切れ目のない支援	36
(4)	保護者との関わり方	36
(5)	家族ニーズの把握	36
(6)	人材確保・育成	37
(7)	連携	37
(8)	インフォーマルな支援	37
(9)	家族支援の難しさ	37
	第4章. 手引書について	38
1.	手引書の目的	38
2.	手引書の構成と主な内容	40
3.	まとめ	42
4.	今後に向けて	43

第1章. 調査の概要

1. 調査の背景・目的

わが国が批准している「児童の権利に関する条約」および「障害者の権利に関する条約」に係る両委員会は、その勧告において、「障害のあるこどもの家族生活に対する権利を、他のこどもの平等を基礎として尊重しなければならない」と強調している。また、子どもの権利委員会の一般的意見9号（2006）では、「障害児は、自分自身の家族環境のなかでこそ最善のケアおよび養育を受けることができる。ただし、そのためには家族があらゆる側面について十分に支援されていなければならない」と述べられており、障害のあるこども本人を権利主体とみなすとともに、家族への支援を通じてその権利を保障することが重視されている。

国内においても、こどもと家族支援に関する政策の充実が図られてきている。令和5年12月に閣議決定された「はじめの100か月の育ちビジョン」では、保護者・養育者が社会に支えられながら安心して子育てを行えることがこどもの健全な育ちにとって不可欠であることが示されるとともに、障害のあるこどもを養育している場合など特別な支援を要する環境にある保護者・養育者に対しては特に配慮が必要であることが明記された。令和6年5月の「こどもまんなか実行計画2024」においても、発達に特性のあるこどもとその家族に対し、保健・医療・福祉・教育等の関係者が連携した早期からの切れ目のない発達支援・家族支援の取組を進めることが示されている。学童期においては、令和6年7月に改訂された放課後等デイサービスガイドラインにおいても、こどもの成長・発達の基盤となる家庭生活の安定・充実を図ることの重要性が強調されるとともに、学齢期特有の課題を抱えるこどもとその家族に対してトータルに支援していく必要性が示されている。

障害児支援施策においては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援センターの機能強化等、地域における障害児支援の機能強化が図られ、養育支援や預かりニーズへの対応、保護者・きょうだい児への家族支援の推進など、家族全体のウェルビーイングの向上を目指した家族支援の充実が図られた。一方で、こうしたサービス・施策の利用要件から外れた「制度の狭間」にあるこどもやその家族への支援は、いまだ十分とは言い難い状況にある。社会状況の変化や家族を取り巻く環境の多様化が進む中、特に障害のあるこどもの保護者がそのこどものありのままを肯定していくプロセスを、ライフステージを通じて継続的に支えていくことの重要性はますます高まっている。こどもとその家族が住み慣れた地域で健やかにその人らしく暮らせるよう、妊娠期から就学後に至るまでの一連のライフステージを見通した「地域包括的・継続的支援」の推進が、今後より一層求められる状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として「多様なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究」が実施され、発達支援が必要なこどもの家族の多様なニーズ・状況や、障害児支援事業所における家族支援の実施状況、さらには障害児支援事業所以外の支援機関が実施する地域の多様な家族支援の実態が把握された。これらの知見は、今後の家族支援の在り方を検討する上での重要な基盤となるものである。

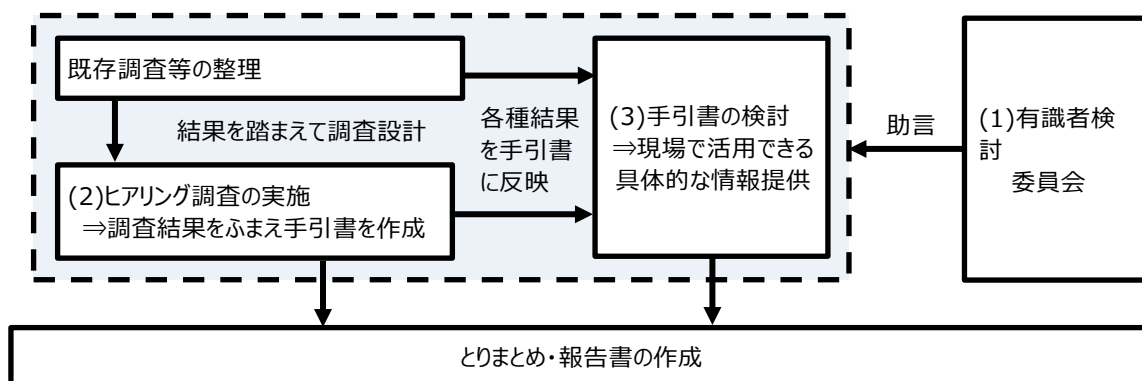
以上の背景を踏まえ、本調査研究では、こうした先行調査結果や既存の報告書等において得られた家族

支援の実態および提言をふまえ、障害児支援における家族支援の在り方を広く議論・検討するとともに、多様化する家族のニーズに応じるための支援の方向性について提言を行うことを目的とする。あわせて、個々の障害のある子どもとその家族への支援の実施に向けた手引書を作成し、関係機関が連携しながらライフステージを通じた連続性を担保した支援を展開できるよう実践的な内容を整理することで、子どもと家族のエンパワメントおよびウェルビーイングの向上に資する支援体制の構築につなげることを目指す。

2. 実施内容

本調査の実施内容を以下に示す。

図表 1-1 調査実施内容



(1) 有識者検討委員会

有識者等による多角的な論点整理を通じて、ヒアリング調査項目の妥当性を確保する。また、手引書の構成、論理展開、記載内容等について委員より助言を得て、読み手（自治体職員・事業所職員）にとって利便性や実効性の高い手引書作成を推進する。

(2) ヒアリング調査の実施

自治体及び事業所を対象として、前年度アンケート結果や有識者からの助言を踏まえヒアリング先を選定する。支援に対する心構え、家族支援における重要な取組み・工夫・課題、家族ニーズの把握、関係機関との連携等について確認を行い手引書へ反映する。

(3) 手引書の検討

支援を必要とする子どもとその家族への支援を推進するにあたり、支援者が共通して理解し実践すべき基本的な考え方と原則を明確に示し、適切なサポートの基盤整備を促進することで、ライフステージや環境の変化によらず切れ目のない継続的な支援体制の実現を目指す。

第2章. 有識者検討委員会

1. 有識者検討委員会の概要

(1) 目的

本事業では、手引書の作成に向けて、手引書の方向性・構成・記載内容およびヒアリング調査の設計・結果の反映方針について有識者の助言を得るため、事業全体を監修する有識者検討委員会を設置した。主な検討事項は以下のとおりである。

- ヒアリング調査項目の妥当性を検討し、調査設計の精度を高める。
- 手引書の構成・論理・記載内容について助言を得て、利便性・実効性の高い手引書作成につなげる。

(2) 委員の構成

委員会では、多様な知見・経験を活かし実務的かつ活発な議論ができる体制とするため、学識経験者や関係団体等、各分野の有識者に委員として就任いただいた（図表 2-1 有識者検討委員会の委員）。

図表 2-1 有識者検討委員会の委員

氏名	所属・役職
◎ 相澤 仁	大分大学 社会福祉健康科学部特任教授 山梨県立大学 大学院 人間福祉学研究科 特任教授
有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会 理事長
佐々木 桃子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
佐藤 まゆみ	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授
新藤 こずえ	上智大学 総合人間科学部 社会福祉学科 教授
橋本 達昌	社会福祉法人 越前自立支援協会 常務理事
米山 明	全国療育相談センター 顧問

◎は座長。50 音順、敬称略

2. 各有識者検討委員会の実施日および検討内容

手引書の作成およびヒアリング調査に併せて、以下の日時・議題で有識者検討委員会を実施した（図表 2-2 有識者検討委員会の実施日と主な議題）。

図表 2-2 有識者検討委員会の実施日と主な議題

第 1 回有識者検討委員会	
開催日時	2025 年 12 月 1 日（月） 10 : 00 – 12 : 00
開催方法	ハイブリッド開催（対面およびオンライン）
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の概要説明 • 手引書の骨子案説明及び意見交換 • ヒアリング調査項目および調査対象者の説明及び意見交換
第 2 回有識者検討委員会	
開催日時	2026 年 1 月 7 日（水） 10 : 00 – 12 : 00
開催方法	ハイブリッド開催（対面およびオンライン）
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> • 第 1 回有識者検討委員会の意見の振り返り • 手引書の骨子案説明及び意見交換 • ヒアリング調査項目および調査対象者の説明及び意見交換
第 3 回有識者検討委員会	
開催日時	2026 年 2 月 5 日（木） 10 : 00 – 12 : 00
開催方法	ハイブリッド開催（対面およびオンライン）
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> • 手引書（案）の説明及び意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 手引書の構成 ➢ 手引書の記載内容 • ヒアリング調査 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ヒアリング調査の中間報告 ➢ ヒアリング結果より手引書に反映すべきと考えられる点 ➢ 手引書への反映を念頭に、追加のヒアリング観点
第 4 回有識者検討委員会	
開催日時	2026 年 3 月 6 日（金） 13 : 30 – 15 : 30
開催方法	ハイブリッド開催（対面およびオンライン）
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> • 手引書（案）の説明及び意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 手引書の構成 ➢ 手引書の記載内容 • ヒアリング調査 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ヒアリング調査の中間報告 ➢ ヒアリング結果より手引書に反映すべきと考えられる点

3. 委員会での主な意見

本事業では、手引書の作成及びヒアリング調査の実施に向けて、「有識者検討委員会」を設置して 4 回の委員会を開催した。

(1) 第 1 回有識者検討委員会

第 1 回では、手引書の骨子案と支援のイメージ図を提示し、併せてヒアリング調査の概要（目的、方法、調査項目、調査対象者案）を説明した。

(主な議論の内容)

社会モデルを基盤としつつ、こどもの権利を中心に据えた人権モデルへの転換を、今後の基本的な方向性として位置づけることが求められる。こども大綱の理念を踏まえ、パーマネンシー・インクルージョン・親子まるごと支援・重層的支援を基本理念として整理していくことが重要である。障害の有無に関わらず、こどもと家族が抱える困り感に対して、その背景にある気持ちや状況を丁寧に受けとめながら、必要な支えにつながれるよう寄り添っていくことが大切であり、気づきの段階から伴走的支援や心理ケアを担う体制の整備、要対協連携による虐待防止、障害児支援と社会的養護の連携強化、障害のあるこどもから成人への移行支援、保護者同士のピアサポートの充実が課題として挙げられた。

(2) 第 2 回有識者検討委員会

第 2 回では、手引書の骨子案に加え、盛り込むべき項目・内容および支援のイメージ図を提示した。あわせてヒアリング調査の概要については、第 1 回有識者検討委員会での意見を踏まえて更新した調査項目を示すとともに、調査対象者については具体的な調査対象先を提示した。

(主な議論の内容)

障害の有無を問わない多様なニーズを前提に、一般施策から社会的養護や障害児支援等への段階的な接続を明確にした包括的・継続的・循環的支援の枠組みを整理することが求められる。こどもの権利条約・障害者の権利条約を支援の土台として明示し、合理的配慮についても記載が必要である。学校・医療・社会的養護との連携強化、18 歳以降の支援断絶を避けるオーバーラップの視点、相談支援専門員の位置づけの明確化、当事者が自らの言葉で相談できる環境づくりが注意すべき点として挙げられた。

(3) 第 3 回有識者検討委員会

第 3 回では、第 2 回有識者委員会での意見を踏まえて、手引書（案）を提示した。あわせて、ヒアリング調査の中間報告を提示した。

(主な議論の内容)

全てのこどもの尊厳と多様性を前提に、家族の置かれた背景やこれまでの経緯を丁寧に理解した

上で信頼関係を築くことが支援の出発点として重要である。保護者が障害のある子どもと向き合う心理的な過程に寄り添いながら、家族のレジリエンスやストレングスを活かした支援を行うことが求められる。メンタルヘルス支援やレスパイトケアを含む保護者への支援の充実、きょうだい児・外国籍家庭への配慮、早期発見よりも早期にニーズを把握して支援につなぐ視点への転換、支援者が孤立しない体制整備が課題として挙げられた。

(4) 第4回有識者検討委員会

第4回では、第3回有識者委員会での意見を踏まえて、手引書（案）を提示した。あわせて、ヒアリング調査報告を提示した。

(主な議論の内容)

障害者の権利に言及する場合、児童の権利条約および障害者の権利条約も併せて触れることが重要である。保護者同士のつながりについては、同世代の保護者のつながりに加え、子育てを経験した保護者とのつながりも、将来へのイメージを持ち、不安を解消する上で重要である。移行支援では、移行先に慣れるための支援が求められる。学校における体験機会の確保や、子どもと家族の状況に応じた体験の機会を確保することが必要である。また、都道府県によって手続きが異なる場合があることから、転居により自治体の区域を超えて移行する際の移行支援も重要である。障害のある子どもの学齢期では、個別支援計画や個別の教育支援計画等、子ども家庭センターがこれらの計画に目を配り、すり合わせを行いながら包括的な支援を提供することが重要である。

第3章. ヒアリング調査

1. 調査の概要

(1) 調査の背景・目的

個々の障害のある子どもとその家族への支援の実施に向けた手引書を作成するにあたり、自治体や事業所等が提供する多様な家族支援ニーズに応じた支援やライフステージに応じた切れ目のない支援提供状況、支援体制の整備状況、支援機関同士の連携状況等の具体的な取組事例や課題等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。

(2) 調査対象

1) 自治体

自治体の人口等の規模によって支援体制や支援内容等の特徴も異なることが想定されるため、人口 20 万人程度の自治体、人口が 1 万人～10 万未満の自治体にて調査を実施した。

	調査対象名	事例の概要	所在地
1	愛知県西尾市	乳幼児健診を契機に一般施策を活用し、配慮ある窓口対応を通じた家族支援を実施。	愛知県西尾市
2	福井県越前市／児童発達支援センター なないろ	こども家庭センターに機能を集約し、多職種連携により切れ目のない家族支援体制を構築。	福井県越前市
3	福井県高浜町	障害のある子ども・母子保健分野等を同一課で対応する体制によって様々な機関との連携や利用者目線の支援を実現。	福井県高浜町

2) 事業所

事業所区分や支援対象、支援種別に応じて多様な事例を収集するため通所型施設の中から児童発達支援センター等の事業所、入所型施設から福祉型入所施設を選定し調査を実施した。

	調査対象名	事例の概要	所在地
1	社会的養育総合支援センター 一陽	社会的養護の家族に対してアウトリーチ型の支援を提供。	福井県越前市
2	おおいた子ども支援ネット／こどもセンターかおるおか（児童発達支援センター）	助言を急がず、家族のニーズやタイミングに応じて傾聴を重視した支援を実施。	大分県大分市
3	社会福祉法人麦の子会	保護者が安心して相談できる関係構築と様々なピアサポートを実践。	北海道札幌市
4	社会福祉法人社会的養育総合支援センター光明童園	進学・移行期を見据えたサポートブック等を活用した家族支援を提供。	熊本県水俣市
5	福祉型障害児入所施設あさぎり	児童相談所と連携し家族の状況やニーズを踏まえた段階的な支援を提供。	静岡県浜松市
6	総合福祉通園センター ルネス花北／こども発達支援センター という	医療的ケアのある子どもも含めた支援、多方面から家族のニーズを把握する取組を実施。	兵庫県姫路市

(3) 調査方法

WEB 会議や電話による聞き取りを行った。

調査時期は令和 8 年 1 月 20 日から令和 8 年 3 月 3 日である

(4) 調査項目

主な調査項目は以下の通りである

1) 自治体

調査項目	調査項目の詳細
基本情報	地域特性、人口動態、自治体名、課名、職員数、特筆すべき背景 など
心構え・理念	家族支援で大切にしている理念（こどもの権利等）、サービス提供の目的・背景
ライフステージに応じた切れ目のない支援	乳幼児期、学童期、成人期、サービス提供前、中、後における保護者との関わり方、保健師の役割、家族支援体制の状況、一般的施策との重なりなど
保護者との関わり方	信頼関係構築方法、コミュニケーションや障害告知の際の工夫点、課題、効果的な取組 など
家族ニーズの把握	不足するサービスや、既存のサービス以外の相談に対する対応状況、普及啓発状況、こども本人へのニーズ確認方法 など
連携	障害児支援部局、母子保健事業や他の部局、専門機関（児童相談所等）、会議・協議体（要対協等）と連携した事例、事業所が提供する支援への関与、連携状況、入所施設・養護施設との連携状況 など
インフォーマルな支援	ピアカウンセリングなど、家族同士のつながりやコミュニティに対する支援の実施状況
家族支援の難しさ	家族支援をするにあたり困難であると思われること、課題 など

2) 事業所

調査項目	調査項目の詳細
基本情報	主な提供サービス、利用者の特性、職員の専門性、地域特性 など
心構え・理念	家族支援で大切にしている理念（こどもの権利等）、サービス提供の目的・背景
家族支援のポイント	家族支援で重要と考えられる具体的な取組や向き合い方
ライフステージに応じた切れ目のない支援	乳幼児期、学童期、成人期、サービス提供前、中、後における保護者との関わり方、保健師の役割、家族支援体制の状況、一般的施策との重なりなど
保護者との関わり方	信頼関係構築方法、コミュニケーションや障害告知の際の工夫点、課題、効果的な取組 など
家族ニーズの把握	ニーズを把握するタイミングや手段、利用可能なサービスや障害児支援以外のサービスに関する情報
人材確保・育成	家族支援に関する知識やスキルの習得状況、その機会の有無、重要性の認識、問題意識とその理由、効果的な取組
連携	自治体、児童発達支援センター、こども家庭センター、教育機関などの他機関との連携の有無、その理由、課題、効果的な取組事例 など
インフォーマルな支援	ピアカウンセリングなど、家族同士のつながりやコミュニティに対する支援の実施状況
家族支援の難しさ	家族支援をするにあたり困難であると思われること、課題 など

2. 調査結果（自治体）

（1）愛知県西尾市

<p>基本情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉課が障害児通所支援に関する業務を所管している。福祉課内で通所支援に関与している専門職は保健師 1 名であり、その他の職員は事務職で構成されている。障害児支援に特化した専門職の採用枠は設けていない。 ・ 福祉課および保健センター健康課の双方に保健師が配置されている。福祉課の保健師は福祉課全体の業務に従事しつつ、主に医療的ケア児支援協議会への対応を担っている。保健センター健康課の保健師は未就学児を主な対象とし、乳幼児健診を通じた支援につなげる役割を果たしている。 ・ 障害に関する相談件数が増加傾向にあり、市内の放課後等デイサービス事業所や重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ事業所は以前よりは増加したものの、まだ不足気味である。
<p>心構え・理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族支援の重要性を認識し、相談支援事業所によるアセスメントを通じて、保護者の介護負担、就労状況、こどもの将来への不安等を把握し、福祉課と連携しながら支援を提供している。 ・ 西尾市では子ども条例を策定しており、市としてこどもの権利の推進が掲げられている。
<p>ライフステージに応じた切れ目のない支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診の中で、発達面等で気になるこどもが確認された場合には、療育センターにつなぐ体制が取られている。その後、必要に応じて福祉課と連携し、児童発達支援等のサービス利用へとつなげている。 ・ 障害のあるこどもを地域の中で支える観点から、直ちに障害児支援施策につながるのではなく、一般的な子育て施策や保育・教育の場での受け入れ可能性を検討することが重要であると認識している。
<p>保護者との関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として申請時に保護者との関わりが生じることが多い。保育所や学校から医療機関受診を勧められ、その後療育につながるケースが多く見られる。 ・ 保護者の中には、家庭内で現時点では、特に大きな不安や困りごとは感じられていない場合であっても、保護者の方が、まだ障害に関する理解や受け止めが追いつかない段階であったり、「療育」という言葉に馴染みがないまま窓口を訪れられるケースもみられる。このため、初期対応においては言葉の選択に配慮する必要があると認識されている。具体的には、窓口対応では、「障害」という表現を避け、「療育や支援が必要となる場合がある」といった伝え方をし、段階的に説明を行っている。こうした対応により、保護者との信頼関係を保ちながら支援につなげている。
<p>家族ニーズの把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族のニーズ把握は主として相談支援事業所が担い、福祉課は提供するサービス内容や量について協議・調整を行っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共働き世帯の増加を背景とした就労支援ニーズや、介護負担軽減を目的としたレスパイト支援の希望が多く寄せられている。 ・ 家族状況により規定回数を超えるサービス利用の相談があった場合には、他世帯との公平性に配慮しつつ、市の裁量が認められる範囲内で、意見書や協議内容を踏まえて必要性を検討している。
連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターが保育課に所属しており、通所受給者証の発行を担う福祉課との間で連携が図られている。発達支援センター内に相談支援事業所が設置されていることから、児童に関する情報共有を行っている。 ・ 障害児支援担当や母子保健担当等とも連携している。複数部署が関与する場合には、会議や電話等を通じて情報共有が行われている。
インフォーマルな支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターにおいて、年1回・2日間の日程で子育て応援プログラム（ピアカウンセリング）を実施しており、併せてペアレントトレーニングも行っている。
家族支援の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族を支える取り組みを進めつつ、こどもの生活全体を見通した上で、サービス利用がこどもの最善に沿っているかを丁寧に検討する視点が求められている。 ・ 外国人家庭においては、言語の壁により制度理解や手続きが困難となり、必要な支援や療育につながらないケースが見られる。近年、こうした事例は増加傾向にある。

(2) 福井県越前市／児童発達支援センターなないろ

<p>基本情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前市では、こども家庭センターの内部に児童発達支援センター機能を位置づける体制を採っている。児童発達支援センターが独立した組織として設置される形態とは異なり、越前市ではこども家庭センター内の複数グループの一つが当該機能を担っている。そのため、職員は市職員としての業務と児童発達支援センター業務を併せて担う体制となっており、特徴的な組織構造である。 ・ 児童発達支援センターには、市職員 7 名が配置されており、理学療法士、言語聴覚士、保育士、保健師といった多職種で構成されている。これらの職員は、児童発達支援センターの運営に加え、「発達支援調整機関」として、市内の発達支援施策全体を俯瞰し、多機関連携や支援体制づくりを進める役割を担っている点に特徴がある。 ・ こども家庭センターは本庁舎とは物理的に離れた場所に設置されているが、組織上はこども未来課の一部として位置づけられている。 ・ 越前市こども未来課は主に事務職員で構成されている一方、こども家庭センターには保健師、社会福祉士、教員 OB、女性相談員など専門職が多く配置されており、複合的な相談への対応が可能な体制となっている。
<p>心構え・理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前市では、こどもの権利を尊重する観点から、従来の「こども条例」を改定し、「こどもの幸福条例」を制定している。同条例では、こどもの権利の保障に加え、こども自身の意見を聴き、主体性を尊重する姿勢が明確に位置づけられている。併せて改定されたこども計画においても、同様の理念が反映されている。 ・ 越前市では、市民全体のウェルビーイングを重視しており、こどもとその家族のウェルビーイングを施策の中心に据えている。こどもの発達支援を進める上では、家族支援が不可欠であるとの認識のもと、こどもへの支援と家族への支援を両輪として実施している。 ・ 児童発達支援センターなないろは、市が設置する療育機関として、長年にわたりこどもの発達に関わってきた歴史がある。当初は狭義の障害児支援を中心としていたが、こどもの発達が家庭や地域との関わりの中で育まれるものであることを踏まえ、保護者の困りごとや負担に寄り添い、子育てがより円滑に進むよう家族支援を重視する方向へと発展してきた。 ・ 医療機関との連携は、紹介状や支援経過報告書等の書面を送付する等、適宜行っている。また、療育研修会等において医療機関の医師を講師として招くなど、必要に応じた連携を行っている。また、医療的支援が必要と判断される場合には、適切な医療機関の紹介を行い、医師の意見を踏まえながら支援を進めている。
<p>ライフステージに応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健との連携は従来から行われており、健診等を契機として相談につな

<p>じた切れ目のない支援</p>	<p>がるケースも多い。児童発達支援センターは発達支援調整機関として、専門職が中心となり、相談対応、支援内容の見立て、福祉サービスの調整、地域での支援の在り方の検討などを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・幼稚園等との連携も密に行われており、園を訪問してこどもの様子を確認した上で、保護者および園と情報共有を行い、支援方針を整理するケースマネジメントを実施している。 ・ 18歳以上については、継続的なフォローアップ体制は十分に構築されていない。一方で、こども期の相談経過や通所記録は市のシステム上で管理され、関係部署が情報を閲覧できる仕組みは整備されている。部署間での定期的な会議体はないものの、情報共有は可能な状態にある。
<p>保護者との関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子通所を重視し、こどもの特性理解と保護者の養育力向上を目的とした支援を行っている。通所の場合には、こどもの行動の背景を丁寧に確認しながら、適切な関わり方を保護者とともに考える実践的な支援が行われている。 ・ 福井県が作成した「子育てファイル ふくいっ子」を活用し、こどもの特性を可視化しながら整理している。診断の告知を目的とするのではなく、得意な点と苦手な点の両面を丁寧に共有し、こどもの強みを活かす視点を大切にしている。必要に応じて受診につなぎ、その後の支援方針を保護者と共有している。 ・ 保護者自身が課題を抱えている場合には、児童発達支援センター単独で対応するのではなく、こども家庭センター内の児童相談担当等と連携し、関係者が情報を共有しながら包括的に支援を行っている。 ・ 日頃から保護者とのコミュニケーションを丁寧に重ねる中で、家庭での様子や行事等の場面において保護者が感じている具体的な困りごとが把握されることがある。その際には、把握した状況に応じて、「このような方法かどうか」といった具体的な関わり方や対応の工夫について提案を行っている。 ・ こどもの行動に困りごとが生じた場面では、行動の背景を整理するだけでなく、その場で可能な対応について保護者と共に確認し、実際に試しながら関わり方を検討している。こうした関わりを通じて、保護者が家庭においても落ち着いてこどもと関われるよう、安心感をもって対応できるよう支援している。
<p>家族ニーズの把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達支援に関する情報が分散している状況を踏まえ、保護者の支援ニーズに合わせて必要な情報にアクセスしやすいよう、「保護者のための発達サポートハンドブック」を市のホームページ上に整備している。情報更新のしやすさを考慮し、Web形式を採用している。 ・ こどもとの関わりを通じて、家庭での過ごし方や生活の様子を把握するようにしている。保護者が学習支援を希望している場合であっても、こども自身は学習に気持ちが向かないこともあり、保護者とこどもの間で困りごとの感じ方にズレが生じることがあるため、関わりの中で潜在的なニーズに気づけるような機会づくり

	<p>を行っている。</p>
連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達支援に関する情報は複数課に分散しているが、「発達支援担当者会議」を通じて情報共有を行っている。一方で、自治体内の事業所や保育所、幼稚園等まで含めた連携にはばらつきがあり、今後の課題とされている。
インフォーマルな支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所支援の中で保護者向け学習会を実施し、座談会等を通じて保護者同士が交流できる機会を設けている。これにより、同じ立場の保護者同士がつながり、安心感を得られる場づくりが行われている。 ・ 保護者向け学習会は、1回あたり5～6名程度の少人数で実施しており、アイスブレイクや座談会形式を取り入れることで、保護者同士が悩みや経験を共有しやすい雰囲気づくりを行っている。また、通所時間内に母子分離の形で実施することで、共働き家庭を含め、保護者に過度な負担が生じないよう配慮している。 ・ 保護者学習会や療育研修会は長年継続して実施されており、年齢や発達段階に応じた内容で構成されている。就学に向けた学習会についても、関係機関が連携して周知・実施している。
家族支援の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数や療育ニーズは増加傾向にあり、これを受けて児童発達支援センターの規模拡充や一部業務の民間委託が行われている。市は引き続き、発達相談や調整機能の中核を担っている。 ・ 外国人家庭への支援においては、文化や言語の違いが課題となっている。こうした多様な背景に対応するため、職員の専門性や支援スキルの向上のための研修等が必要である。

(3) 福井県高浜町

基本情報	<ul style="list-style-type: none">・ 人口は数年前から 1 万人を下回っており、出生数・出生率はいずれも長期的に減少傾向にある。町内に産婦人科等の医療機関や高等学校は所在しておらず、妊産婦健診や進学にあたっては近隣市町への移動を要する地域であり、こどもは大学進学を機に町外へ転出するケースが一般的である。・ 同町では「子育て環境日本一」を掲げ、18 歳までの医療費無償化、妊婦健診の公費負担、給食費の無償化など、経済的負担の軽減を中心とした子育て支援施策を継続的に実施してきた。また、平成 19 年より母子保健と児童虐待への対応を同一の課で一体的に実施し、当初から、児童虐待への対応体制の構築と子育て支援の充実を並行して進めてきた経緯がある。・ 平成 28 年以降、子育てアンケートや過去の妊娠期から産後・乳幼児期までの情報を分析し、現状の支援体制の整理と課題の見直しを行った。その結果、妊娠期および産後 5 か月までの支援の重要性が明確となり、産後ケア等を柱とした「子育て世代包括支援センター」を設置した。・ さらに、こども家庭庁の創設を受け、令和 5 年に機構改革を行い、こども関連施策を一元的に担う「こども未来課」を設置するとともに、「こども家庭センター」として再編している。・ こども未来課はこども未来課長をセンター長とし、母子保健と児童福祉を経験した保健師が統括支援員を担っている。令和 7 年度時点において職員 16 名体制で運営されている。保育所等の運営、病児・病後児保育、障害児福祉、一時預かり事業、手当等の助成、ひとり親支援については、事務職と保育士が担当している。母子保健分野には、管理栄養士、保健師、助産師が担当し、要対協や児童虐待対応等については、保健師、保育士、事務職等が担当している。
心構え・理念	<ul style="list-style-type: none">・ 明文化された理念や行動指針は存在しないものの、基本となる姿勢は、保護者に寄り添いながら、こどもの成長を促し、こどもの最善の利益を最優先に考えることであり、支援にあたっては、妊娠期からひとりひとりと会う機会を貴重な機会として捉え、関係を築きながら親子の声を丁寧に聴くことが重視されている。その上で、家族関係に十分配慮しつつ、こどもの利益を守るために必要な支援を検討し、適切なタイミングで提供することを大切にしている。・ 平成 19 年以降、母子保健と子育て支援を同一課で一体的に取り組んできたことにより、ワンストップ窓口が住民に定着し、専門職の配置や多職種連携が進展してきた。この結果、切れ目のない支援が一定程度実現しているとの認識が、職員間で共有されていた。一方で、支援を必要とする家族の増加に伴い、対応や支援に追われる状況が次第に深刻化していった。・ こうした状況を背景として、平成 27 年に支援の在り方を改めて見直す機会が

	<p>設けられ、母子保健・子育て支援に関わる保健師、保育士、助産師を中心に、これまでの支援の課題が整理された。過去 9 年分の妊娠期から 3 歳健診までの情報を集約・分析するとともに、子育てアンケートを実施した。その過程において、保護者の力を育む支援よりも、支援が必要な家庭の早期発見・対応に重点が置かれていたこと、ポピュレーションアプローチや予防的視点が十分でなかったこと、個別ケース対応に追われ、町全体の子育て状況を十分に把握できていなかったこと、多職種で連携してきたものの、町として目指す姿を十分に共有できていなかったことなどが明らかとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらの整理を通じて、家族支援の本来の目的は、支援が必要な家庭を把握することにとどまらず、幸せな子育てができる人を増やしていくことにあるとの認識が共有され、支援の視点は、実施者側の視点から、保護者と子の暮らしの質を重視する利用者目線へと転換された。 ・ この考え方を踏まえ、町長への説明を経て、平成 29 年度には、関係機関と「幸せな子育てができるまちをつくっていく」という目的を共有した上で子ども・子育て会議を開催し、子育て支援センターのプレイルーム改修、子育て世代包括支援センターの名称募集およびコンセプトの言語化、ロゴやパンフレット、ホームページの作成等を通じて、町民への発信を強化した結果、妊娠期・産後支援の重要性や、子育て世帯を町全体で支えるという意識が地域全体に広がっていった。
<p>ライフステージに応じた切れ目のない支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同町で生まれたすべての子どもを対象に、育児相談や乳幼児健診を通じて、心身の成長発達の状況や、保護者が子育ての過程で抱える不安や心配事について継続的に関わっている。妊娠期から関係性を築くことを重視しており、保健師は、いつでも相談できる存在として保護者に寄り添うとともに、成長の節目を保護者と共に確認する役割を担っている。また、必要に応じて、医療機関、療育機関、保育所、学校等の関係機関へつなぐ調整役としての機能も果たしている。 ・ 学童期においては、障害のある子ども、ひとり親家庭、不登校児、要保護児童・要支援児童を対象に、主として間接的な支援を行っている。保護者からの相談に応じて、学校、医療機関、療育機関、児童相談所等と連携しながら支援体制を構築するとともに、状況に応じて支援者の一員として関わっている。保健師は、相談対応や関係機関とのコーディネートを中心に、要保護児童支援や各種相談対応を担っている。 ・ また、18 歳で「子ども」としての支援が終了する場合には、本人および保護者に対し、必要な支援機関や相談先を丁寧につなぐなど、次のライフステージを見据えた対応を行っている。保育所入所後や就学前後においても、発達に気がかりさのある子どもや医療・療育につながっている子どもについて、関係機関と

	<p>連携しながら必要な支援につなぐとともに、支援開始後も成長の節目や来所時の機会を捉え、継続的な関わりを大切にしている。</p>
保護者との関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との主な接点は、母子健康手帳交付、育児相談、乳幼児健診等であり、これらの機会を通じて継続的に顔を合わせながら関係性を築いている。信頼関係の構築にあたっては、保護者の気持ちに寄り添い、その思いを丁寧に受け止めることを重視するとともに、身体的・育儿的負担を軽減するための支援やサービス体制の整備を重要な要素として位置づけている。 ・ 支援においては、保健師が単独で対応するのではなく、関係する支援者間で情報共有を行い、役割分担を明確にしたチームとしての対応を重視している。保健師に加え、保育所、学校、医療機関等がそれぞれの立場で保護者と関わることで、継続的な支援が可能となる体制を整えている。 ・ 障害やこどもの育ちに関する情報提供に対し、保護者の拒否感が強い場合には、無理に踏み込まず見守る姿勢を基本としつつ、必要に応じて適切なタイミングを見極めて伝えるべき内容を丁寧に伝えている。保健師が直接関わるのが難しい場合には、他の支援者との連携を通じて支援の継続を図るほか、医師に情報提供を依頼し、その後のフォローを保健師が担うなど、専門性に応じた役割分担による関わりも行っている。
家族ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診等の発達の節目を重要な機会として行っており、健診の場では、こどもの発達状況に加え、保護者の思いや不安についても丁寧に聞き取っている。また、保育所入所や入学前など、こどもの生活環境が変化するタイミングに合わせて、事前に保護者へ声かけを行い、ニーズを把握する機会としている。 ・ 医療や療育が必要と考えられる場合には、保護者とともに療育機関への相談や見学を行い、具体的な体験を通じて理解を深められるよう支援している。特に、療育を受けるかどうか悩む母親の気持ちに寄り添い、不安や迷いを共有しながら、保護者自身が納得して選択できるよう伴走している点が特徴である。 ・ また、父親が療育等への理解の機会を十分に得られていない場合には、父親に対して「療育とはどのような場で、どのような支援が行われているのか」など療育の場や支援内容について丁寧に説明を行い、母親だけでなく父親を含めた家族全体の理解を促すことで家庭内での支援環境が整うよう配慮している。
連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査では、1つの事例を通じて、関係機関の連携状況を整理した。ある家族について、乳幼児健診や日頃の関わりの中で、保護者が強い不安を抱えながら育児に向き合っている様子や、家庭内でのコミュニケーションに難しさが見られることが把握された。こうした背景から、こどもへの声かけが時に強くなる場面も確認され、心理的虐待の可能性も視野に入れつつ、要保護児童として支援が開始された。 ・ 保育所では、こどもが安心して過ごせるよう配慮した支援が行われ、保護者の

	<p>負担感に配慮しながら、こどもの様子を必要な範囲で共有し、相談につながる関わりが継続された。年長児となった際には、こどもの発言をきっかけとして、保護者が学校や相談機関に支援を求めるようになり、就学相談の中で、家庭の状況やこれまでの育児を振り返りながら、こどもの不安定さの背景要因が整理された結果、母親の「よりよい関わりをしたい」という前向きな思いが育っていった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関は、保護者の意欲を尊重しつつ、医療・心理・教育分野と連携し、こどもと保護者の双方が安心して相談し続けられる環境づくりを進めた。支援は段階的に調整され、保護者が無理なく関われるよう配慮しながら、こどもが安心して成長できるための支援が継続されている。現在も複数機関が連携した支援が続けられており、保護者が周囲の支援を受け入れやすくなるなど、前向きな変化が確認されている。
<p>家族支援の難しさ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族支援においては、支援の中心が母親となるケースが多く、父親を支援に巻き込むことが難しいと感じる場面がある。保護者の中でも、母親が主に相談窓口となることが多く、結果として母親への支援が集中的になりやすい状況が見られている。そのため、父親がこどもの育ちや療育、支援内容について十分に理解する機会を持ちにくい場合があり、家族全体としての支援の共有が課題となることがある。

3. 調査結果（事業所）

(1) 社会的養育総合支援センター 一陽

<p>基本情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、児童養護施設としての機能を基盤としつつ、児童家庭支援センターとして、家庭での養育に困難を抱えるこども及び保護者への支援を行っている。障害児支援に特化した施設ではないが、支援対象となる家庭の中には、発達特性がみられるこどもや保護者が含まれる場合があり、個別の状況に応じた関わりを行っている。来所型支援に加え、家庭が支援を求めにくい状況にあることを踏まえ、アウトリーチ型の支援を重視している。 地域支援や家族支援に対応するため、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士、保育士等、多様な専門職が在籍しており、個々の専門性を踏まえた支援体制を構築している。 子育て支援センターは、「誰でも安心して利用できる場」として運営している。その中で、気になる点が見られる家庭には、まず子育て支援センターでの個別相談を通して支援を行っている。しかし、個別相談のみでは十分な支援が難しいと判断される場合には、市町村へ状況を共有した上で、児童家庭支援センターがより丁寧に関わる形で支援を進めている。
<p>心構え・理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害児支援にあたっては、こども及び保護者双方にとっての安心・安全の確保を重要な前提としている。家庭内で安心感が得られていない状況では養育が困難となる場合があることから、保護者の不安や負担感に配慮しつつ、必要に応じて関係機関と連携した対応を行っている。 こどもの権利を尊重する姿勢を重視しており、こども自身が自らの状況を理解し、意見や気持ちを整理できるよう支援している。権利の考え方については、こどもと職員が共に学ぶ機会を設け、情報の伝え方や共有の範囲についても、こども自身が考えられるよう工夫している。
<p>家族支援のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家族支援を前面に掲げるのではなく、学習支援や生活支援などの比較的受け入れやすい支援をきっかけとして関係構築を図っている。家庭訪問による学習支援や、状況に応じた食支援等を通じて継続的な関わりを持ち、保護者との信頼関係の構築につなげている。 保護者の負担感に配慮しながら、こどもと共に家事や生活に関わる支援を行う場合がある。これにより、家庭内の状況改善を図るとともに、こどもにとっての生活スキル習得や自立に向けた経験の機会として位置づけている。
<p>ライフステージに応じた切れ目のない支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から学童期に至るまで、複数の事業を通じて関与している。妊産婦支援事業への参画や、乳幼児健診への同席を通じて、早期段階での気づきや情報共有を行い、必要に応じて支援につなげている。 学童期には学習支援事業等を活用し、学校や関係機関と連携しながら見守

	りや個別対応を行っている。さらに、自立に困難を抱える若者への支援事業にも取り組み、妊娠期から自立までを見据えた支援体制の整備を進めている。
保護者との関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との関わりは個別性が高く、初期には警戒感がみられる場合もあることから、既存の関係者と協力しながら、安心できる環境づくりを重視している。 ・ 支援への入り口としては、市から提案する形を基本としている。すでに保護者との関係が築かれている担当者がある場合には、その担当者にも同席してもらいながら、挨拶や支援の目的共有等を行う初回のインテークを実施している。 ・ 母子が外出の機会を得られず、自宅で過ごす時間が長くなっているような家庭の支援として、安心して利用できる場として子育て支援センターを紹介し、必要に応じて同行して利用につなげる支援を行っている。
家族ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の養育に関する負担感に着目し、エンパワメントを意識した関わりを行っている。面接で十分な情報が得られない場合もあるため、こどもとの関わりや継続的な支援の中で、家庭の状況や潜在的なニーズを把握している。
人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは入所しているこどもへの支援を基礎とし、その経験を通じて家族支援や地域支援へと対応範囲を広げている。職員の専門性に応じた役割分担を行いながら、実践を通じた人材育成を行っている。
連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体と連携し、報告・連絡・相談を重ねながら支援を進めている。ケース進行管理会議等を通じた情報共有により、支援の初期段階から関係機関が役割分担し、必要な介入を検討できる体制が構築されている。 ・ 要保護児童については、要保護児童対策地域協議会等を通じ、自治体や関係機関と情報共有を行っている。 ・ 法人内においては、児童養護施設、児童家庭支援センター、子育て支援センターの機能を状況に応じて活用し、密接な連携体制を構築している。
インフォーマルな支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペアレントトレーニング等を通じて、保護者が子育ての困り感を共有できる場を設けている。参加者同士の相互理解や共感が生まれる場面もみられるが、継続的なつながりの形成については今後の課題として認識している。また、子育て支援センターにおいては、保護者同士が自然に交流できる環境づくりを行っている。
家族支援の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な事情により家庭での養育が困難となったこどもが入所しており、近年は家庭の困窮のみならず、虐待に起因するケースが増加している。現在は、こどもが可能な限り早期に家庭復帰できるよう、家族の養育状況を評価し、保護者への支援や養育に関する働きかけを中心に行っている。家庭復帰後も、児童家庭支援センターとして継続的なフォローや関係機関へのつなぎを行っている。

(2) おおいた子ども支援ネット／こどもセンター かおるおか（児童発達支援センター）

<p>基本情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業所は大分市中心部から概ね 10 分程度の場所に立地する児童発達支援センターであり、こどもと家族が安心して過ごせる環境づくりを重視している。法人としては、従前より困難を抱える若者等への支援に取り組んできた経緯を有しており、その経験を基盤として、こどもと家族を含めた早期の支援を目的に設立された。建物の設計段階から家族支援の視点を取り入れ、空間の選択肢や居心地への配慮がなされている。 ・ 職員は、心理職、作業療法士、看護師、保育士等、多様な専門職で構成されており、公認心理師や臨床心理士等の資格を有する者が中核を担っている。作業療法士が専門的な観点から常に生活を共にし、栄養士や調理師等による食育授業・支援も行われている。また、防災士資格を有する職員も配置されており、災害時や緊急時への備えについてもひとりひとりに合わせた個別の配慮がなされている。 ・ 利用児の年齢は低年齢化の傾向がみられ、1 歳から 2 歳児の入園が増えている。在園期間は概ね 2 年である。こどもを理解するときには、診断名のみではなく、個々の育ちやその子らしさを大事にしている。卒園後の進路は、地域の保育所・幼稚園、通常学級、特別支援学級、特別支援学校等、多様である。通園方法については、自家用車の他に事業所の送迎手段を選択できるようにしており、個々の事情が考慮されている。 ・ 利用児全てに対し、複数回にわたる家族面談が実施されている。対象は主に母親・父親であるが、祖父母等を含む場合も多く、家族全体と関わることの重要性が意識されている。
<p>心構え・理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業所では、家族それぞれが自分の人生を歩んでいることを前提とし、家族が不安や迷いを抱くこと自体を自然なものとして受け止める姿勢を大切にしている。その子らしい歩みとともに家族が暮らしやすくなったと感じられることを、支援の重要な視点としている。 ・ 地域の医療機関や保健センター等と常に連携し、育児に関する不安の軽減や、こどもと家族が地域で生活していく上での安心感の醸成を目的としている。地域に暮らす未就園児やその家族へは、多様な背景や状況に合わせた連携が行われている。
<p>家族支援のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の暮らし全体をイメージしながら関わること、相談しやすい存在であること、表出しにくい不安や真のニーズに気づくことが重視されている。また、支援のタイミングについては、迅速に対応する場合と、傾聴を主とし、あえて情報提供や助言のタイミングを待つ姿勢を取る場合とを見極めることが重要とされている。 ・ 家族に対して一方的に助言や説明を行うのではなく、家族自身が知りたいと感じたタイミングを尊重し、対話を通じて関係を築く姿勢が取られている。家族

	<p>が支援を受けることに対して安心感を抱けるよう配慮されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助言の内容によっては、保護者が暮らしの中で必要以上に頑張りすぎてしまうことがあるため、家族の状態に合わせて助言するようにしている。また、短期的な変化だけでなく、中長期の視点をもった言葉がけを行い、今取り組めていることを大切にしながら寄り添う姿勢で関わっている。 ・ 家族にはそれぞれ異なるニーズや支援を必要とするタイミングがあることを踏まえ、必要なときに適切に対応できるよう、あえて待つ姿勢を大切にしている。また、関わり方については職員同士で助言し合いながら振り返りを行い、家族との関係性に応じて対応を調整している。 ・ 支援を開始する際には、家族の暮らしを丁寧にイメージし、安心して相談してもらえる関係づくりを重視している。家族の不安や真のニーズに気づくことを大切にし、必要なときは迅速に対応する一方で、傾聴を主としてあえて情報提供や助言のタイミングを待つなど、関わりのタイミングを見極めながら支援を行っている。
ライフステージに応じた切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒園後も、必要に応じて心理的な援助や、保育所等訪問支援、関係機関への情報提供等が行われている。家族の依頼に基づき、医療、教育、保健分野とのつなぎ支援が実施されている。 ・ 卒園後も面談を通じて、支援を継続することがある。関係機関や他事業所からは、家族支援の実践に関する研修・見学依頼があり、交流が行われている。
保護者との関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期の相談段階では、家族の心理的負担を意識し、丁寧な傾聴と共感を重視した対応が行われている。複数の専門職によるアセスメントや、公認心理師による面談を通じて、安心できる関係づくりが図られている。 ・ 登園時や療育中、帰宅時等、日常的な場面での対話や連絡帳、電話等を通じてコミュニケーションが行われている。突然の相談に対しても、家族が落ち着いて話せるような環境設定が意識されている。 ・ 日常の支援内容について、こどもの様子を共有しながら理論的背景をわかりやすく説明し、家族と理解を深める取組が行われている。目的をもった定期的な面談だけでなく、家族が相談したいと感じるタイミングを捉え、柔軟に対応することが重視されている。 ・ 家族の気持ちや状態に応じて選択できる複数の空間が整備されており、光や温度、広さへの配慮がなされている。 ・ 日常的に、支援プログラムに基づくこどもへの関わりについて、理論に基づいてわかりやすく説明するとともに、こどもの様子を写真に撮って保護者に共有したり、見学や参観を一緒に行ったりしながら、関わりの意味やこどもの変化を共有している。
家族ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話、見学时、利用中の会話、連絡帳、個別相談、担当者会議等、様々

	<p>な機会を通じてニーズの把握が行われている。また、他機関との連携を通じて、他の視点からニーズを把握し、利用可能な支援資源に関する情報共有も行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の困りごとに対して、安易に助言を行うことは避け、気持ちの共有や整理を重視している。短期的、表面的な解決ではなく、真のニーズを見極めた中長期的な視点で、子どもと家族の暮らしやすさを考える姿勢が取られている。 ・ 園と家族双方が記入する連絡帳を活用し、記載内容を専門的な視点で確認しながら対応している。
人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の採用にあたっては、子どもや家族の立場に立ち、一定期間の実習等を通じて慎重に判断している。対人支援に必要な姿勢や安定性についても重視されている。 ・ 園内外の研修や会議、外部講師の招聘等を通じて、専門性の向上が図られている。職員が互いに相談しやすい関係をつくり、生活との両立できるような配慮がなされている。 ・ 日々の家族に対する関わりの中で、職員自身が自分の表現方法を振り返り、家族にとって心地よい関わりとなっているか、わかりやすかったか等を意識している。必要に応じて職員間で助言し合い、多様なニーズやタイミングに対応する体制が取られている。
連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入園前から自治体、保健センター、教育機関等との連携が行われており、家族の同意の下で情報共有が実施されている。連携の可視化と子ども理解の深まりにより、家族の安心感につながっている。 ・ 就学や医療対応等の場面において、事前の情報提供や協働により、子どもと家族が円滑に次の段階へ移行できるよう配慮されている。 ・ 子どもや家族の様子にいつもと違う印象があった場合には、その場で他の職員と情報共有を行い、報告・連絡・相談を丁寧に行うようにしている。
インフォーマルな支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒園児の家族を招いた研修会や、地域の方々との交流活動等を通じて、家族同士や地域との緩やかなつながりが形成されている。地域の方々との温かな関わりは、子どもや家族にとって大切な支援資源の一つと捉えている。
家族支援の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の価値観やこれまでの歩みを理解すること、子どもと家族の思いに差がある場合の対応、支援者として判断可能な範囲の見極め等が課題として認識されている。必要に応じて専門機関へつなぐことの重要性も意識されている。

(3) 社会福祉法人麦の子会

<p>基本情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦の子会には、保育士、児童指導員、社会福祉士、心理職、看護職、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、介護福祉士等、多様な専門職が在籍している。また、教員免許や特別支援教育に関する資格を有する職員も配置されており、子どもと家族を多面的に支援する体制が整えられている。 ・ 法人として、海外におけるペアレントトレーニングやインクルーシブ教育の事例を継続的に学んでおり、とりわけ北欧諸国における母子・家族支援の考え方が、支援理念の形成に影響を与えている。 ・ ネウボラ（Neuvola）は、フィンランドで確立された、妊娠初期から就学前までの家庭を同じ専門職が継続して支える仕組みであり、「助言の場」を意味する制度である。ネウボラの大切にしている考え方を法人の理念に取り入れ、妊娠期から一貫して家族に寄り添う支援を目指している。
<p>心構え・理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの育ちを支えるにあたっては、子ども本人のみならず、家族全体の生活の安定や安心感が重要であるとの考えのもと支援が行われている。保護者が抱える困り感や不安を個人で抱え込まないよう、職員と家族が協働して課題に向き合う姿勢を重視している。 ・ 子育てを家庭内で完結させるものと捉えるのではなく、地域や周囲の人々とともに支えていくという考え方を共有することを大切にしており、保護者が安心して悩みや困難を表出できる環境づくりに配慮している。
<p>家族支援のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援する側・される側という関係ではなく一人の人として向き合う姿勢を大切にしており、職員自身の経験や思いを適切に共有することで、相互理解を深める関係づくりが意識されている。 ・ 社会的養護を要する場合においても、支援の基本的な姿勢は変えず、保護者の行動や背景を一面的に評価することなく、その意味や経緯を理解しようとする姿勢を重視している。
<p>ライフステージに応じた切れ目のない支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童期以降は、保護者同士のつながりが自然に形成され、相互に支え合う関係が生まれている。職員は必要に応じて相談対応を行うが、保護者主体の支え合いが継続することを尊重している。 ・ 高校卒業後も相談が寄せられる場合があり、状況に応じて助言や関係機関への橋渡しが行われている。法人内に医療機能を有していることから、医療的支援につなぐ対応が行われる場合もある。 ・ 比較的軽度とされるこどもの場合には、施設内で仲間をつくりながら成長し、将来、利用していた施設の職員として働いたり、里親として関わったりするケースもある。
<p>保護者との関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援開始時点において、保護者はこどもの発達に関する指摘を受け、心理的な負担を感じている場合があることを前提として関わっている。そのため、こども

	<p>の肯定的な側面に着目した対話を行い、保護者が安心して話せる関係づくりを重視している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団的な場への参加をすぐに求めるのではなく、個別面談を起点として、職員との信頼関係形成、保護者同士の交流へと段階的に関わりを広げていく方法が取られている。
家族ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入園時の聞き取りを基本とし、その後も定期的な面談やグループでの関わりを通じて、保護者や子どもの状況を継続的に把握している。必要に応じて、専門職による個別面談が活用されている。 ・ 保護者からの訴えだけでなく、子どもの生活状況や行動面の変化を通じて、家庭環境の不安定さが推察される場合もあり、支援につなげる工夫がなされている。 ・ 面談時の保護者の様子に違和感が見られる場合には、丁寧に話を聞くことを重ねる中で、育児を一人で担う状況や「自分の時間がほしい」といった生活上のニーズに気づき、支援につなげている。
人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族支援には共感的な関わりが求められることから、若手職員に対しては、先輩職員の実践を通じて学ぶ機会や、定期的な面談を通じた振り返りの場が設けられている。職員自身が自らの経験や感情を整理する過程が、結果として保護者への理解につながると考えられている。 ・ 対応が難しい事例に対しては、外部の専門家による助言やスーパービジョンを受けながら、職員の負担軽減と支援の質の維持が図られている。
連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合的な支援が必要なケースでは、児童相談所、保健機関、学校、医療機関等と連携し、役割分担や支援方針の共有を行いながら対応している。
インフォーマルな支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父親を対象とした集まりを設けるなど、父親が安心して気持ちを表出できる機会づくりが行われている。家庭状況に応じて、母親の自立や生活の安定を支える支援が検討される場合もある。 ・ 仲間づくりを大切にし、母親同士がつながる機会として、週1回、幼児クラスの保護者を対象に心理士同席のグループカウンセリングを実施している。子どもの様子や日常の困りごとのつらさ、過去の体験等を安心して共有できる場として位置づけている。
家族支援の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内に暴力や強い支配関係が存在する場合など、支援の方向性について慎重な配慮が求められるケースがある。保護者、とりわけ父親との関わりについては、来所機会の少なさや役割意識の違いから、支援につなげることが難しい場合がある。 ・ 家族支援を担う職員の継続的な育成が重要な課題とされており、職員自身が自らの弱さや経験を振り返ることができる環境づくりが必要であると認識されている。

社会福祉法人社会的養育総合支援センター 光明童園

<p>基本情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当法人は、児童発達支援センターの他、児童養護施設及び児童家庭支援センターを運営している。児童発達支援センターは約 10 年前に設立された。当時、圏域に同様の機能を有する事業所が存在しなかったことから、地域支援機能を併せ持つ形で設立された。児童発達支援センターは児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業を実施する多機能型の体制をとっている。 障害種別を限定せず幅広く受け入れている。主として知的障害及び発達障害のある児童が利用しているほか、精神障害、重度障害、医療的ケアを要する児童の利用もみられる。
<p>心構え・理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域を含めた家族全体への支援を重視している。保護者の相談内容は、保育所や学校、併用事業所に関する事項から家庭内の課題まで多岐にわたることから、個々の状況に応じて丁寧に対応することを重視している。
<p>家族支援のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援においては親子療育を基本とし、療育の過程で保護者と個別に対話する機会を設けている。また、療育終了後には茶話会を開催し、保護者同士の情報交換の場を設定している。 自治体施策や各種サービスに関する情報は、保護者が自ら探さなければ得にくい状況にある。そのため当事業所では、事業所側が選択肢を整理し、アウトリーチの形で提示することを重視している。このため、事業所が地域の制度や事業内容を把握するとともに、自治体との連携を図ることが重要と認識している。
<p>ライフステージに応じた切れ目のない支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支援学級に在籍する児童については比較的密な情報連携が行われている一方、通常学級に進学する児童については移行期の支援が十分に行われにくいとの課題が認識されている。このため、当事業所を利用していない児童を含め、移行支援が必要な子どもを対象として、移行支援のためのサポートブックを作成している。サポートブックは、コミュニケーション、感覚、運動、食事、学習等の項目で構成され、進学先に伝達したい事項を選択的に記載する仕組みとなっている。保護者と保育所がそれぞれ記載した内容を当事業所にて整理し、4月に実施される移行支援連絡会において引継ぎを行っている。 上記取組が実施可能な背景として、熊本県において実施されている児童発達支援センター強化事業により療育相談員が配置されていることや、1市2町から委託されている巡回支援専門員整備事業を行っていることが、関係機関との連携の進めやすさに寄与していることが挙げられる。
<p>保護者との関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からは、私的な相談や並行して通所する他事業所に関する苦情等が寄せられる場合があり、対応にあたっては慎重な配慮が求められている。他事業所に関する相談があった際には、必要に応じて当事業所から他事業所に対

	<p>し直接調整を行うこともある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の状況に応じて、安心して話ができる職員が対応できるよう配慮している。日常的な相談や傾聴で対応可能な内容については職員が担当し、より専門的な課題解決が求められる場合には、専門的な対応が可能な職員が相談に応じる体制をとっている。
家族ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始前にニーズ調査を実施し、利用目的や目標、保護者の期待等を確認している。また、年度途中には全家庭を対象とした三者面談を対面で行い、目標の再確認を行っている。さらに、年 1 回のアンケート調査により要望や意見を把握し、対応方針を検討した上で、その結果を保護者に対しフィードバックしている。保護者の特性に応じて対応職員を調整し、傾聴を中心とした対応で解決が難しい場合には管理職が対応している。 ・ 法人が自治体から委託を受けて実施しているショートステイや日中一時支援等について紹介するなど、センターとしての中核機能の特性を生かした情報提供を行っている。 ・ 事業所の支援につがっていない家庭から、医療機関を受診するタイミングや、就学に向けた移行支援に関する相談が寄せられることがあり、状況に応じて関係機関と連携しながら対応している。
人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパーバイズを組織的かつ定期的に実施しており、職位に応じた面談体制を構築している。働く目的や目標を整理する管理シートを用い、年 3 回の面談を行っている。療育に関するスキルについては、児童発達支援管理責任者を中心に日常的な助言を行うほか、職員会議の中で研修の時間を設けている。施設内外の研修は月 1 回程度実施されている。 ・ 職員の定着率は比較的高く、地元高校生のボランティアや実習生を積極的に受け入れている。実習やボランティアを経て入職した職員もあり、業務内容への理解を深めた上での採用につながっている。
連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業所主催により、年 4 回、行政との定期的な会議を実施している。福祉、保健、教育の各部門が参加し、当事業所を利用していない子どもも含め、市内の障害のある子どもやその他困っている児童・家庭を対象とした課題共有や検討を行っている。具体的な議題としては、4 月に移行支援連絡会として、進学に伴う引継ぎ事項や就学相談の状況等を確認している。また、巡回支援の対象児童や支援方針についても協議している。加えて、地域向けの子育て勉強会を開催する際には、行政機関の協賛を得て実施している。
インフォーマルな支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施するペアレントメンター事業を活用している。当事業所の職員のうち、障害のある子どもの保護者がメンターとして活動し、茶話会等を通じて相談対応を行っている。相談内容としては、支援につながる時期の判断や就学に向けた準備に関するものが多い。事業の有効性は感じられているものの、開催頻度

	や参加者数の面で課題があり、行政による広報の充実が望まれている。
家族支援の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の就労状況等により、療育や保護者会への参加が難しく、十分な対話の機会を確保しにくい家庭が存在する。支援につながりにくい家庭については、相談支援専門員や在籍する保育所等と連携し、家庭状況の把握に努めている。 ・ 同一法人内の児童養護施設に措置されている児童のうち、療育を必要とする児童については、法人内に児童発達支援センターがあることで継続的なフォローが行いやすい。一方で、児童相談所との調整や、保護者が他市町村に居住している場合には、居住地自治体での利用申請や委託手続が必要となり、事務手続が煩雑になる場合がある。

(4) 福祉型障害児入所施設 あさざり

<p>基本情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本施設は、こども本人の生活能力の向上や社会経験の拡大を目的とした場合の受け入れや、児童相談所が保護者の不在や虐待等を理由として家庭での養育が困難であると判断した場合における措置入所のこどもの受け入れを行っている。現状は措置入所のこどもを受け入れる場合が大半を占めている福祉型入所施設である。乳児院から継続して入所し、最長で18歳まで在籍するケースも見られるなど、入所期間が長期に及ぶ事例も一定数存在している。 ・ 職員は、保育士、社会福祉士、介護福祉士等の専門職により構成されており、通所系障害福祉サービス事業所と同様の専門性を有している。
<p>心構え・理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族支援に関する明文化された理念は特段設けていないものの、支援の実践においては、入所しているこども本人の意向・意思を尊重することを基本としつつ、保護者の意向についても丁寧に確認し、双方のバランスを取ることを重視している。 ・ 措置入所のこどもの保護者とのコミュニケーションに際しては、原則として児童相談所の担当者が同席し、施設単独ではなく、関係機関と連携した体制で支援を進めている。
<p>家族支援のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の背景や状況は多様であることから、一律の対応は行わず、個々の状況に応じた関わり方を重視している。話をしてくれる保護者に対しては、まず丁寧に話を聴く姿勢を基本としている。 ・ 進路や家族交流等について判断に迷っている保護者に対しては、施設におけるこども本人の生活状況や様子を具体的に伝えた上で、複数の選択肢を提示し、卒業生の事例等を含めた情報提供を行っている。 ・ 気持ちや状況を言葉にすることが難しい保護者については、児童相談所と役割分担を行い、すでに関係構築ができている児童相談所の担当者を中心に対応する場合もある。 ・ 一方で、こどもと一緒に生活できなくなった経緯等を背景に、児童相談所との関係性において配慮を要する保護者も存在する。その場合には、児童相談所と連携を図りつつ、保護者との日常的な関わりを担う施設職員が中心となるなど、状況に応じて対応の主体を柔軟に調整している。 ・ 感染症に対して不安を抱きやすい保護者に対しては、施設における感染対策の内容や実施状況を丁寧に説明し、施設での生活を具体的にイメージできるよう配慮することで、安心感の醸成につなげている。 ・ 施設でのこどもの様子について強い心配を示す保護者に対しては、連絡頻度を増やすなど、きめ細かな情報共有を行っている。その際、保護者とこどもが一緒に生活していた当時の対応や生活状況（家庭での関わり方、食事の状況

	<p>等)を確認し、保護者の安心感を高めるとともに、施設における支援内容の検討に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの様子や状況を保護者に伝える際には、不安や心配が生じやすい点を踏まえ、伝え方や表現に配慮している。特にこどもの課題については、共有の必要性を踏まえつつ、保護者の心理的負担に配慮し、慎重に言葉を選んでいる。 ・ 例えば、こどもができないことがあった場合であっても、「課題がある」といった表現は避け、「苦手なことがある」などの表現を用い、こどもの良い点や前向きな側面と併せて伝えることを心がけている。 ・ 苦手なことや家庭で課題となっていることへの対応について、「○○をすることでできた」など具体的な対応策についても伝えられるようにしている。 ・ 一方で家庭と施設の環境の違いにも触れながら『施設でできて家庭ではできない』という思いにならないような配慮も心がける。 ・ 保護者に対しては、まず丁寧に話を聴くことを重視しており、語りを遮らずに受け止める姿勢を大切にしている。こうした関わりを通じて信頼関係の構築を図るとともに、保護者が抱えている不安や迷いを把握することにつなげている。
ライフステージに応じた切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等部入学時点からおおむね3年後の進路を見据え、年1回程度、方向性の確認・調整を行っている。実質的には、高校3年生の1年間が特に重要な調整期間であると認識しており、本人の理解状況に応じた支援を行っている。
保護者との関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との信頼関係構築においては、話した内容を正確に認識し、約束した事項を確実に履行することを重視している。「いつまでに連絡する」といった具体的な約束を守ることを積み重ねることで、信頼関係の形成につなげている。 ・ 対応内容は記録に残し職員間で共有する一方、その場限りにしてほしいと保護者から伝えられた事項については共有せず、共有が必要な場合には事前に保護者の了承を得るなど、情報の取扱いにも配慮している。 ・ 児童相談所の判断により家族交流が可能とされ、かつ保護者が交流を希望する場合には、まず面会から開始し、その後、短時間の外出、外泊へと段階的に家族交流支援を実施している。各段階において振り返りや評価を行いながら、こどもと保護者が共に過ごす時間を徐々に延ばしていく支援を行っている。 ・ こうした段階的な支援の結果として、家庭に戻ることができるケースもあり、こども本人および保護者双方の状況を踏まえながら、慎重に支援の方向性を検討している。
家族ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族ニーズを把握する主な機会としては、個別支援計画の説明時や、特別支援学校・地域の小中学校における面談への同席等が挙げられる。

	<ul style="list-style-type: none"> また、電話連絡等の何気ない会話や雑談の中から、家庭内の状況や保護者の思いを聞き取ることも多く、日常的なやり取りの中にニーズ把握の重要な手がかりがあると捉えている。
連携	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への支援にあたっては、基本的に児童相談所との連携を中心としている。措置入所という制度的特性を踏まえ、日常的な情報共有や支援方針の確認を行いながら対応している。また、こどもが成人期を迎える段階においては、社会福祉課や生活保護担当課等の行政部局とも連携し、切れ目のない支援につなげている。 学校との連携については、支援学級と学期ごとに連絡会を実施し、施設、児童相談所、学校教員の間で情報共有を行っている。放課後に学校から施設へ直接連絡が入ることもあり、日常的な連携が図られている。特別支援学校については、様々な事業所から通学していないケースもあることから、必要に応じて打ち合わせの頻度を高めるなど、個々の状況に応じた対応を行っている。 また、浜松市内の他の福祉型入所施設や県内施設との間では、情報交換の機会が設けられており、相互見学や意見交換を通じて支援や運営上の課題を共有している。年度初めには県内の入所施設長等が参加する会合が開催され、市内施設においても年1回程度の研修会や交流会、見学の機会が設けられている。
インフォーマルな支援	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症流行前には、施設行事を通じて保護者同士やこどもとの交流の機会が設けられており、家族同士のつながりが生まれる場となっていた。
家族支援の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> 保護者によっては、同じ説明であっても受け止め方が異なることがあり、より丁寧な関わりが求められる。また、感情的になりやすい保護者に対しては、落ち着いてもらうための配慮と支援のバランスが求められる。 保護者によっては特定の職員が対応する必要性があることから、当該職員の業務負担増加や当該職員が不在の場合対応が遅れてしまうこと、家族が不安感を抱くこともあるという難しさがある。 措置入所においては、保護者のこどもと離れたくないという思いが強く、施設での生活について理解を得られない場合もあり、その都度、児童相談所と相談しながら支援を進めている。

(5) 総合福祉通園センター ルネス花北／こども発達支援センター という

<p>基本情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本施設は姫路市総合福祉通園センター内に設置されており、姫路市立こども発達支援センターとして、市の直営により運営されている児童発達支援センターである。主に知的障害や肢体不自由のあるこどもを対象とし、単独・毎日通園を基本としながら、こども一人ひとりの状態や支援目標に応じて通園頻度を調整した支援を行っている。また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児の受け入れも行っている。 ・ こどもの様子や支援目標に応じてクラス分けを行い、各クラスには3名の保育士を配置している。敷地内には発達医療センター花北診療所（以下花北診療所）が併設設置されており、発達相談担当と連携した支援やリハビリテーションについても同一施設内で実施している。 ・ 姫路市内には複数の児童発達支援事業所が存在するが、児童発達支援センターは本施設のみとなっている。 ・ なお、令和6年には、従来分かれていた主に知的障害のあるこどもを支援する施設と肢体不自由のこどもを支援する施設を統合し、「こども発達支援センター」として再編されている。これにより、障害種別に制約されず、こどもにとって適切なクラス編成がしやすくなったと感じている。 ・ 職員は市の定期異動で配属される。看護師は花北診療所から派遣され、在園時間中は医療的ケアに対応できる体制を確保している。リハビリテーションスタッフについても、月1回程度、保育場面に関わりながら連携している。
<p>心構え・理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援においては、障害のあるこどもを育てる中で生じる迷いや不安に寄り添い、保護者の思いや背景を丁寧に受け止める姿勢を重視している。 ・ 保護者の中には、子育てに自信を失っている方も少なくなく、これまでこどもの長所や魅力を認められる機会が限られてきた背景がある。そのため、職員がこどもの長所や魅力、さらにはこどもが成長していく姿を言葉にして伝えることを大切にしている。 ・ 保護者の願いを否定せず、保護者が望むこどもの姿と今のこどもの育ちを共有し、段階を踏みながら、保護者が子育てに向き合い、少しずつ受け止めていけるよう支援することを基本的な考え方としている。 ・ 職員が無意識のうちに理想像としての「あるべき保護者像」を抱きやすいことから、多様な家庭背景や個々の養育環境を踏まえた「ありうる保護者像」に基づく柔軟な支援提供を心がけている。保護者の発言や行動の背後にある要因や心情を推察しながら、共感的かつ専門的アプローチを意識している。
<p>家族支援のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族支援においては、こどもの姿を保護者と共有し、保育士としての見立てを意識的に言語化して伝えることを重視している。 ・ 職員から「助言が保護者の行動の変化につながらない」といった相談が寄せら

	<p>れた場合には、客観的な立場で話を聞きながら、対応場面を振り返る機会としている。保護者の現状を異なる視点から整理することで、保護者の心情理解や支援方法、声のかけ方を工夫することにつなげている。</p>
ライフステージに応じた切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前に当センターに在籍している場合には、小学校低学年の保護者（先輩保護者）から、在籍中の保護者に向けて、就学準備や学校生活などについて経験や思いを伝えてもらう場を設けている。 ・ 卒園後は、小学校 1 年生の 6 月頃に保護者のみが来所する機会を設けている。また、卒園後 1 年間をアフターフォロー期間と位置づけ、困った際にいつでも連絡を取ることができる体制が整備されている。 ・ 進学・進路については、特別支援学校を選択されるケースが多い。医療的ケア児で気管切開・胃瘻がありながら歩行や会話が可能なこどもについて在学中から教育委員会や小学校教員と調整を行い、地域就学につなげた事例がある。 ・ 重症心身障害児については、市立の養護学校および県立特別支援学校と連携し、学校に配置されている看護師との連携体制がある。
保護者との関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約は年度単位で行っており、4 月入園後は親子登園期間を設けている。年間を通じて毎週月曜日を親子保育日とし、担任が保護者から家庭生活の様子や困りごと等、話を聞く機会を確保している。 ・ 日常的な関わりの中では、できていることやこどもの長所や魅力を積極的に伝えることを重視し、こどもだけでなく保護者を支える姿勢で対応している。
家族ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族ニーズは、個別支援計画策定時の面談を主な機会として把握しているほか、新入園児については家庭訪問を実施し、家庭という落ち着いた環境で保護者の思いや状況を聞き取っている。 ・ また、夏休み期間にはきょうだい児が参加できる行事を実施しており、日常的な面談とは異なる場面で家族の思いやニーズを把握する機会としている。この行事では、きょうだい児にスポットがあたるよう工夫しており、家族全体の状況を把握する視点を重視している。 ・ 母親以外の家族の関与を促すため、日曜日の保育参加日を実施し、父親や祖父等が参加しやすい機会を設けている。座談会では、初回は自己紹介やサイコロトークを用いた話題提供を行い、段階的にこどもの成長や支援に関する話題へと展開している。
人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立の保育園所間の異動があり保育士は市内保育所等からの人事異動により配置され、3～4 年程度のスパンで異動が行われている。そのため、当センターへの異動をきっかけに、初めて発達支援に関わる職員も少なくない。 ・ このような状況を踏まえ、日々の支援や支援総括、多職種からの助言を通じて、現場での学びを積み重ねている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師は敷地内診療所から派遣されており、在園時間中は必ず医療的ケアに対応できる体制を確保している。リハビリテーション職についても、月 1 回程度、保育担当として連携している。 ・ また、年 2 回、支援総括の期間を設け、保護者支援や多職種連携について職員間で振り返りを行っている。リハビリテーション職や看護師から意見をもらい、保育士の支援方法を修正する機会としている。
連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地内に成人期の障害福祉施設が立地しており、職員が成人期の生活の様子を実際に目にする機会がある。保護者にとっては、将来の生活を具体的にイメージしにくい中で、成人施設の見学等が不安の軽減につながっていると捉えられている。 ・ また、市立直営施設であることから、自治体内の関係部署、児童相談所、教育機関、教育委員会等との連携が取りやすい体制にある。乳幼児健診や保育所・医療機関等からの紹介をきっかけとして当センターにつながるケースもあり、初期対応は相談員（保健師や精神保健福祉士）が中心となって行っている。
インフォーマルな支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者会の活動について、事業所として場所の提供や運営支援を行っている。先輩保護者座談会や交流会の企画においても、保護者同士が安心して話し合える場を提供している。 ・ 在籍中は先輩保護者から情報を得る立場であるが、卒園後は後輩保護者を支える立場へと役割が移行し、事業所が仲介役となりながら、相互支援の循環が生まれている。 ・ 保護者アンケートで先輩保護者の体験談を聞きたいという声があったことを受け、先輩保護者も参加する場を設けている。 ・ 成人期を意識した支援として、卒園保護者による講話等を実施し、保護者同士の情報交換や経験共有を促進する場を設けている。
家族支援の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族支援の在り方は、家族を取り巻く状況やニーズの変化により、以前と比べて中長期的な視点での対応が求められるようになっている。 ・ 一方で、日々の支援や個別対応に多くの時間と労力を要する中で、新たな取組に向けた意識づくりや実践を進めていくことには難しさがある。 ・ 今後は、日常の支援の中で得られる職員の気づきや経験を大切にしながら、職員と共に考え、段階的に新たな取組へとつなげていく必要があると認識している。

4. 調査結果分析（自治体）

（1）心構え・理念

複数の自治体において、障害のある子どもへの支援は、子ども本人への支援にとどまらず、家族の生活や養育環境を含めて支えることが重要であるとの認識が共有されている。例えば、西尾市や越前市では、子どもの権利やウェルビーイングを重視する理念を自治体の施策の中核に据え、障害の有無にかかわらず、子どもと家族を包括的に支える姿勢が示されている。また、高浜町では、日々の支援実践を通じて、保護者に寄り添いながら子どもの最善の利益を最優先に考える姿勢が共有されており、支援の在り方を振り返る過程を通じて、実施者側の視点から、利用者目線に立った支援への転換が図られている。このように、診断や制度利用を前提とするのではなく、家族の困りごとや不安を起点として支援につなぐ考え方は、多くの自治体で共通して確認された。

（2）ライフステージに応じた切れ目のない支援

自治体では、乳幼児期から学童期、その後の進路を見据え、ライフステージを通じた継続的な支援を意識した体制づくりが進められている。西尾市では、乳幼児健診を契機として気になる子どもを把握し、療育機関や福祉部局と連携しながら支援につなぐ体制が取られている。また、直ちに障害児施策につなぐのではなく、一般的な子育て施策や保育・教育の場での受入れ可能性を検討する姿勢が示されている。越前市では、子ども家庭センターの中に児童発達支援センター機能を位置づけ、発達支援調整機関として、相談対応から支援内容の見立て、福祉サービスの調整までを一体的に行っている。高浜町においても、妊娠期から関係性を築き、乳幼児健診や育児相談を通じて継続的に関わりながら、必要に応じて関係機関につなぐ支援が行われている。学童期や就学期においても、状況に応じた支援の調整や、次のライフステージを見据えた対応が意識されている点が特徴である。

（3）保護者との関わり方

自治体窓口における保護者対応では、初期段階での言葉の選択や説明の仕方に配慮する実践が共通してみられた。西尾市では、保護者が必ずしも「障害」や「療育」という言葉に馴染みがない場合があることを踏まえ、「障害」という表現を避けながら、段階的に説明を行う工夫がなされている。越前市では、親子通所を通じて子どもの特性や関わり方を保護者と共有し、得意な点と苦手な点の両面を丁寧に伝えることで、保護者の理解と安心感につなげている。高浜町では、母子健康手帳交付や乳幼児健診等を通じて継続的に顔を合わせながら関係性を築き、保護者の気持ちに寄り添う関わりが重視されている。また、保健師が単独で対応するのではなく、関係機関と役割分担しながら支援を継続する体制が整えられている。

（4）家族ニーズの把握

家族ニーズの把握については、一度の相談や申請時点に限定せず、継続的に把握する姿勢が複数の自治体で確認された。西尾市では、相談支援事業所によるアセスメントを通じて、保護者の就労状況や介護負担、将来への不安等を把握し、福祉課と連携しながら支援内容を検討している。

越前市では、発達支援に関する情報が分散している状況を踏まえ、「保護者のための発達サポートハンドブック」を作成・公開し、保護者が必要な情報にアクセスしやすい環境づくりを進めている。高浜町では、乳幼児健診や生活環境の変化のタイミングを捉えて、保護者の思いや不安を丁寧に聞き取り、必要に応じて医療や療育につなぐ支援が行われている。保護者自身が納得して選択できるよう、伴走的に関わる姿勢が特徴として確認された。

(5) 連携

自治体における家族支援は、庁内外の関係機関との連携を前提に展開されている。西尾市では、福祉課、保健センター、児童発達支援センター等が連携し、会議や日常的な情報共有を通じて対応している。越前市では、「発達支援担当者会議」を通じて、複数課に分散する発達支援情報を共有し、支援の方向性を整理している。このように、自治体が調整役となり、関係機関をつなぐ役割を果たしている点が特徴的である。高浜町においても、保健、保育、教育、医療、児童相談所等が段階的に連携し、保護者の状況や子どもの成長に応じて支援内容を調整する実践が確認された。

(6) インフォーマルな支援

自治体では、制度による支援に加え、保護者同士の交流や学びの場といったインフォーマルな支援の重要性も意識されている。西尾市では、児童発達支援センターにおいてピアカウンセリングやペアレントトレーニングが実施されており、保護者同士が経験を共有する機会が設けられている。越前市においても、保護者向け学習会や座談会を通じて、同じ立場の保護者同士がつながる場づくりが行われている。

(7) 家族支援の難しさ

家族支援においては、保護者の生活状況や価値観、言語・文化的背景の違い等により、支援の理解や制度利用が進みにくい場合があることが示されている。例えば、西尾市や越前市では、外国籍家庭における言語や文化の違いへの配慮が、高浜町では、母親だけでなく家族全体として支援内容を共有していくことが課題として認識されている。こうした中で各自治体では、関係機関との連携や情報提供の工夫を通じて、家族が必要な支援につながりやすくなるよう調整を行う実践が積み重ねられている点が特筆される。

5. 調査結果分析（事業所）

（1）心構え・理念

複数の事業所において、障害のある子どもへの支援は、子ども本人への支援にとどまらず、家族の生活全体や心理的状況を含めて支える取組として位置づけられている。例えば、障害児通所支援の各事業所では、子どもの発達や行動の理解と併せて、保護者が抱える不安や迷いを自然なものとして受け止める姿勢が共有されていた。また、入所施設においても、子ども本人の意思や感じ方を尊重することを支援の前提としている。いずれの事業所でも、子どもの特性、家庭環境、これまでの経緯を踏まえて、その家庭にとって現実的で継続可能な支援の在り方を探る姿勢が確認された。

（2）家族支援のポイント

家族支援においては、保護者の受け止め方や置かれている状況が多様であることを前提に、関わり方を意図的に使い分ける実践が複数の事業所で行われている。障害児通所支援の各事業所では、保護者の話を、まず丁寧に聴き、助言や結論を急がず、気持ちや考えを整理できるよう関わっている。一方、進路や就学、家族交流等について判断に迷う保護者に対しては、施設内での子どもの生活の様子や具体的なエピソードを共有しながら、複数の選択肢や卒業生のイメージが持てるような働きかけを提示し、子どもと保護者が自ら選択できるよう支援している事例がみられた。また、思いや状況を言葉にしづらい保護者については、児童相談所や既に関係構築ができていない支援者が対応する一方、児童相談所との関係性に配慮が必要な場合には、施設職員が日常的な関わりを担い、関係づくりを進めるなど、対応主体を柔軟に調整する工夫が行われている。

（3）ライフステージに応じた切れ目のない支援

多くの事業所では、子どもの成長に伴い支援の内容や焦点が変化することを踏まえ、将来を見据えた関わりを早期から意識した支援が行われている。例えば、障害児通所支援の各事業所では、卒園後や就学後も相談や情報提供に応じる体制を整え、保護者が次の段階に進む際の不安軽減を図っている。

（4）保護者との関わり方

保護者との信頼関係構築においては、日常的な関わり方の積み重ねを重視する実践が複数の事業所で行われていた。また、子どもの様子を保護者に伝える際には、不安が生じやすい点を踏まえ、伝えるタイミングや表現を工夫している。複数の事業所で、子どもが苦手としていることやつまづきやすい部分について伝える際に、「苦手なことがある」などの言葉を用い、良い点や前向きな変化と併せて伝える実践が行われていた。

（5）家族ニーズの把握

家族ニーズの把握は、面談や個別支援計画策定時に限らず、日常的なやり取りの中で継続的に行われている。障害児通所事業所や障害児入所施設では、登園時・降園時の会話や行事への参加、電話連絡、連絡帳等を通じて、保護者の困り感や生活状況の変化を把握している。面会時のやり取りや電話連絡、

何気ない会話の中から家庭状況や保護者の思いをくみ取り、支援内容の検討に活用している。表出された要望だけでなく、背景にある状況や文脈を踏まえてニーズを捉える姿勢が共通して確認された。

(6) 人材確保・育成

複数の事業所において、家族支援の質を支える基盤として人材育成が重視されている。児童発達支援センターや同一法人または自治体内で複数の事業を包括的に実施している事業所では、OJTや日常的なケースの振り返り、職員間での助言を通じて、家族対応に関する経験や気づきを共有している。また、入所施設を含め、外部研修や専門職同士の意見交換を取り入れながら、チームで家族支援を行う体制づくりが進められている点が特徴的である。

(7) 連携

事業所では、自治体、児童相談所、医療機関、教育機関等との連携を通じて、家族と子どもを多面的に支える体制が構築されている。障害児通所支援の各事業所では、就学や医療対応の場面で関係機関と事前に情報共有を行い、円滑な移行につなげている。障害児入所施設では、児童相談所との日常的な情報共有と役割分担を基盤とし、進路調整や家族対応においても複数機関で協議しながら対応方針を整理している。

(8) インフォーマルな支援

複数の事業所で、保護者同士の交流や地域とのつながりが、家族の安心感や孤立防止につながる重要な要素として位置づけられている。障害児通所支援の各事業所では、茶話会や学習会、卒園児家庭との交流等を通じて、保護者同士が経験を共有できる機会を設けている。また、感染症流行等の制約がある中でも、地域行事の継続や小規模な交流の工夫など、可能な形でつながりを維持する取組が行われている。

(9) 家族支援の難しさ

家族支援においては、保護者の価値観や生活状況、制度的背景が多様であることから、支援の受け止め方や関係構築の進み方に差が生じやすいという共通の難しさがみられた。就労等により支援への参加が限られる家庭や、思いや状況を言葉にしづらい保護者、社会的養護といった文脈を背景に複雑な思いを抱える家庭など、状況はさまざまである。こうした中で各事業所では、伝え方や関わりの頻度を調整する、役割分担や連携先を柔軟に切り替える、アウトリーチや継続フォローを組み合わせるなど、家族の状況とニーズに合わせた支援を行っている。家族ごとの状況に応じて支援を調整していく必要性そのものが家族支援の特徴であり、その前提に立った実践が各事業所で積み重ねられている点が特筆される。

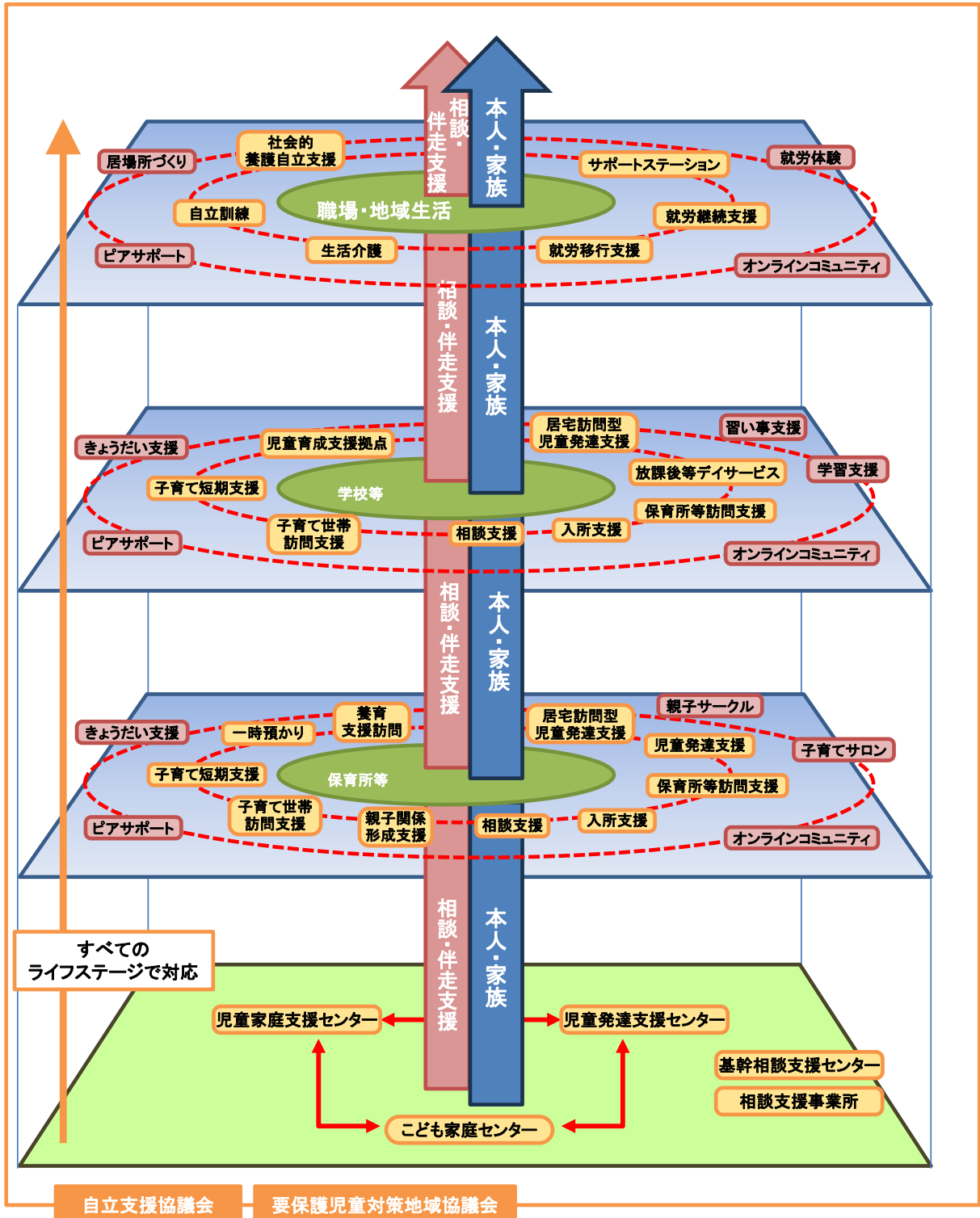
第4章. 手引書について

1. 手引書の目的

- 本手引書は、支援を必要とするこどもとその家族への支援を推進するにあたり、支援者が共通して理解し実践すべき基本的な考え方と支援の原則を明確に示すことを第一の目的とする。障害のあるこどもとその家族が抱えるニーズは多様であり、それぞれの状況に応じた柔軟かつ継続的な支援が求められている。本手引書はそうした現状を踏まえ、支援の質の向上と体制整備を全国的に推進するための共通の基盤として位置づけられるものである。
- 本手引書は、児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス・障害児入所施設等の事業所職員や相談支援を行う職員を主な対象とし、障害児保育等一般施策において支援に携わる方にも広く参考となるよう構成している。日常的にこどもや家族と接する最前線の支援者が、保護者との信頼関係を丁寧に構築し、家族が必要としている支えを的確に理解することが支援の出発点となる。その上で、家族自身が内在的に持つ力を最大限に発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援を行うことを基本とする。さらに、画一的な対応ではなく、家族の状態や置かれた環境に応じたオーダーメイドな支援を提供しながら、包括的な家族支援を切れ目なく継続していくための手立てを示す。
- あわせて、子育て・障害・医療保健・教育等の分野にわたる自治体職員に向けて、施策立案・部門間連携・社会資源の調整を担う立場から、妊娠期から成人期までの伴走的な支援と、こどもと家族を中心とした包括的な支援体制の構築に資する内容としている。各分野が有機的に連携し、地域全体でこどもと家族を支える仕組みづくりを推進することが、本手引書の重要な役割の一つである。また、支援者一人ひとりが地域における自らの役割を認識し、関係機関と協働しながら支援を展開していくことが求められる。
- 地域や機関によって生じている支援の格差を是正するため、詳細な手法論ではなく支援の根幹となる基本的な視点・理念・考え方を中心に提示し、全国的な支援の質の向上と標準化を図る。支援の現場においては、地域の実情や施設の種別によって状況が大きく異なることから、本手引書では基本的な考え方が実践にどのように結びつくかを分かりやすく示すため、都市部・地方部の地域特性や施設種別の違いを反映した具体的な事例を交えて解説する。これにより、各自治体・事業所が自らの状況に応じた支援方法を主体的に構築するための実践的な指針を提供する。
- さらに、相談時や支援中の対応にとどまらず、適切なサポートを提供するための基盤整備を積極的に促進する。支援を必要とするこどもと家族が、成長や生活環境の変化といったライフステージの転換期においても支援の空白が生じることなく、継続的かつ一貫した支援を受けられる体制の実現を目指す。そのた

めには、支援者が個々の対応にとどまらず、地域全体の支援力を高めるという視点を持ち続けることが重要である。

図表 4-1 目指すべき支援体制のイメージ



2. 手引書の構成と主な内容

- 本手引書は、市町村が障害のある子どもとその家族を地域全体で支える体制を整備・強化していくにあたり、基本的な考え方から具体的な実践に至るまでを体系的に示すため、全3章で構成している。
- 第1章では支援全体の理念と基本的視点を示しており、自治体職員・事業所職員いずれにとっても支援の出発点となる内容である。第2章は主に事業所職員を念頭に家族支援の基本的考え方を整理しており、第3章は主に自治体職員を念頭に包括的・継続的な支援体制の構築に向けた方向性を示している。
- ただし、各章の内容は相互に深く関連しており、例えば事業所職員にとっても第3章の地域連携に関する内容は日々の実践に直結するものであり、自治体職員にとっても第2章の家族支援の視点は体制整備を考える上で欠かせない視点となる。担当業務に直接関わる章にとどまらず、本手引書全体を通じて読んでいただくことで、より実践的な示唆が得られる内容となっている。
- 第1章では、本手引書全体の基盤となる理念と基本的視点を示している。子どもの権利条約および子ども基本法が示す「子どもの固有の尊厳」を基盤とし、障害の有無にかかわらずすべての子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益を図ることの重要性を示している。また、子どもと家族を包括的・継続的にサポートすることの必要性や、インクルージョンの実現を通じた共生社会の構築に向けた基本的な考え方を整理しており、以降の章の内容の前提となる視点を示している。
- 第2章では、障害のある子どもを育てる家族への支援に関する基本的な考え方を示している。子どもの育ちや暮らしの安定には、その基盤となる親子関係や家庭生活の充実が不可欠であるという認識のもと、保護者との信頼関係の構築や、揺れ動く保護者の気持ちに寄り添った伴走型支援の重要性を整理している。また、家族が本来持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援姿勢を基本とし、家族の状況に応じたオーダーメイドな支援を切れ目なく提供していくことの必要性を示している。
- 第3章では、地域における障害のある子どもと家族への包括的・継続的な支援体制の構築に向けた具体的な方向性を示している。支援者が自らの価値観を省察しながら子どもや家族の個々の違いを尊重する姿勢を持つことの重要性を示すとともに、複数の支援者がチームとして専門性を重ね合わせながら協働する体制の必要性を整理している。また、児童発達支援センターを中核として、子ども家庭センターや相談支援事業所、教育機関等の関係機関が緊密に連携し、市町村が主体的に地域支援体制の整備を推進していくことの重要性を示している。

図表 4-2 手引書の構成

大項目	中項目	概要	主な対象
I.はじめに	1.こどもと家族のウェルビーイング	こどもの権利を保障するためにライフステージを通じて家族をサポートし、こどもと家族のウェルビーイングの実現を目指すための基本的な考え方について示す。	事業所 + 行政
II.支援の基本的な考え方	1.家族との信頼関係の構築	家族の想いを尊重し、家族の存在そのものを認め日常の関わりや傾聴を通じて安心できる関係を築くための信頼関係構築の考え方について示す。	事業所
	2.家族のニーズの把握	家族やきょうだい児の状況を多面的にとらえ、保護者等の不安や困り感を、チームで把握するための考え方について示す。	
	3.家族支援の取り組みについて	こどもの育ちをサポートする家族支援、制度・サービス等の情報提供、保護者同士のつながりやきょうだい児支援など、家族支援の具体的な取組みとその基本的な考え方について示す。	
III.こどもと家族の包括的・重層的な支援体制の構築	1.早期の気づきと早期からの支援	母子保健や保育・学校・医療など多様な関わりの場を通じて「気づき」を共有し、家族のニーズを早期に把握し支援につなげる視点について示す。	行政
	2.アクセスしやすい相談窓口・居場所の設置	障害のあるこどもと家族が孤立せずに相談・支援につながれるよう身近な居場所とワンストップ相談窓口等の体制整備と情報発信の在り方について示す。	
	3.ライフステージを通じた伴走的支援	乳幼児期から学齢期・成人期まで、こどもと家族が切れ目なく支援を受けながら成長・自立していけるようにするための基本的な考え方を示す。	
	4.包括的・重層的な支援体制の構築	障害のあるこどもと家族を支えるために、地域での理解共有や関係機関との連携体制を強化し、地域全体で継続的に見守る包括的・重層的な支援体制の構築について示す。	

3. まとめ

- 本手引書（案）は、障害のある子どもとその家族への支援を主な対象としながらも、すべての子どもと家族が地域の中で安心して暮らせることに願いを込めて作成したものである。全国の自治体や事業所が共通して大切にすべき支援の考え方を示し、その実践を後押しするための基盤となることを目指している。
- ヒアリング調査を通じて明らかになったように、家族支援の現場では、子どもと家族を権利の主体として尊重し、家族が抱える不安や思いを丁寧に受け止めて支援につなぐこと、ライフステージを通じた切れ目のない継続的な関わりを意識すること、そして家族が本来持つ力が発揮されるようエンパワメントを支援の中心におくこと、などが共通の土台となっている。
- 自治体においては、庁内の関係部門の連携を強化し、保健・医療・福祉・教育の各分野が有機的につながる包括的な支援体制を地域全体で構築していくことが求められる。施策立案の際には、家族が制度の狭間に取り残されることなく、必要な支援に確実につながれるよう、支援の空白を生まない仕組みづくりが重要である。また、ピアサポートや保護者同士のつながりなど、インフォーマルな支援とフォーマルなサービスと組み合わせながら地域の支援力全体を高める視点を施策に反映させることが望まれる。
- 事業所においては、日常的な関わりの積み重ねを通じて保護者との信頼関係を丁寧に積み重ねることを出発点とし、家族のニーズを継続的かつ多角的に把握しながら、その時々々の状況に応じたオーダーメイドな支援を提供していくことが基本となる。支援内容や伝え方を家族の状況に合わせて柔軟に調整する姿勢、そして関係機関との連携を通じて子どもと家族を多面的に支えるチームアプローチの実践が、質の高い家族支援の実現につながる。
- 本手引書（案）に示した考え方や視点は、特定の地域や施設種別に限定されるものではなく、それぞれの現場が自らの状況に即した支援を主体的に構築していくための共通の指針として活用されることを意図している。地域の実情は多様であり、支援の形は一律ではありえないが、子どもと家族のウェルビーイングを高めるといった目標は共通である。
- 各自治体・事業所が本手引書（案）を踏まえ、自らの支援を継続的に見直し、地域全体で子どもと家族を支える仕組みを着実に発展させていくことが期待される。支援者一人ひとりが日々積み重ねる実践が、子どもとその家族が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられる社会の実現につながっていくことが、強く期待される。

4. 今後に向けて

- 障害の有無にかかわらず、こどもはこどもとして見られることが重要である。また、保護者も不安なく子育てができる環境が大切だと考える。そのための体制整備を進めるべきである。更に、社会の中で見えない線引きのようなものに気づき、できるだけ取り除いていく循環や、発展していく考え方・仕組みを取り入れていく必要がある。こうした点を今後に向けて検討していく必要がある。
- 障害のあるこどもだから障害児支援につなぐのではなく、インクルージョンを推進していくことが今後 10 年間の課題になると考える。
- 障害のあるこどもが、保育所・幼稚園・学校等で、先生や周囲の保護者から特別視されず、理解を得られることが一番重要。障害のあるなしに関わらず一緒に学び、相互理解を深めていけるとよいと考える。保育園・幼稚園・小学校等の場面で、まずは先生方や保護者の理解や環境がインクルージョンを進める上で不可欠と考える。それらを推進するための政策が必要と考える。
- 社会的養護と障害児支援の両方の支援を受けられるようにすることが重要である。また、現状は障害児支援を受けるために保護者が支援を選んで組み立てている現状がある中で、保護者がいなくても、障害のあるこどもだけで安心して生きていける社会にしていく必要がある。そのためのアイデアとして、人生を通して伴走支援ができる人材を社会の中で作っていく必要がある。
- 学校やコミュニティスクールとの連携に関して、包括的・継続的な支援を行っていく上では、コミュニティスクールや社会教育などともうまく連携できる内容を検討していく必要があると考える。将来的にも、書き込める内容を増やしていく必要がある。また、障害のあるこどもの保護者や不登校の保護者など、孤立しがちで、つながりを感じにくい状況にあり、福祉だけでなく、地域や学校も変えていく必要があると考える。
- 令和 5 年にこども家庭庁が新設され、こども家庭庁が障害児支援を管轄することになったが、庁内で担当が細分化・専門化された結果、障害児支援施策が一般施策から離れていっている印象がある。庁内全体で政策や事業のあり方を議論する必要があると考える。
- 様々な制度ができると、制度の隙間が生じてしまうことはやむを得ないと考える。一方で、支援者が自身の役割を起点に支援を担うことが多く、結果としてプラットフォームが一体化せず、様々な会議体が出てしまう。本来は、普遍的な支援と専門的な支援は対比されるものではなく、一体化した支援として存在し、支援ニーズに応じて濃度が調整されるべきである。支援が重なるところを柔軟に対応できるような仕組みが必要と考える。
- 支援が重なる部分を、制度的にもう少し柔軟にできるよう後押しがあるとよい。例えば、児童育成支援拠点事業やショートステイ等では、複数の家庭支援事業をセットで実施する取組も出てきている。事業者が分担し協力しながら、できることや隙間を埋めるような「支援の重なり」を応援し、制度を補完する仕組みや財源措置ができれば、切れ目や隙間を埋める役割を担う人たちが増え、積極的に手を伸ばしても

らえるのではないかと考える。

- こどもにはこどもらしさがあり、こどもが考えたほうがよい政策が生まれる場合がある。大人が判断して事業を決めてしまうと、こどものニーズが十分に反映されない場合がある。こどもたちが出した意見には、こどもにしか見えない視点が多く含まれているはずである。そうした内容を整理して取り入れ、社会のウェルビーイングを達成することが重要である。
- 発達特性のあるこどもも、こどもである。「そのままでもいいよ」という肯定感をベースに子育てや支援が大切である。そのためには、家族を支えることが必要であり、家族も完璧ではなく弱さをもっているのです。こどもはみんなで育てていき、そのためには、今の制度も充実し、加えてフランスやイタリアにある専門性と親子を愛するエデュケーターのような、家族支援のプロフェッショナルな存在が、親子を支える時代を期待している。

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
多様なニーズに応じた家族支援の在り方に関する調査研究
報告書

令和8（2026）年3月
株式会社 NTT データ経営研究所
ライフ・バリュー・クリエイションユニット
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9
JA 共済ビル 9 階
TEL： 03-5213-4110 FAX： 03-3221-7022

不許複製